



31政統第218号
令和元年5月15日

公益社団法人 日本農業法人協会会長 殿

農林水産省政策統括官



需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の一部改正について

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願います。

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 国が提供するきめ細かい情報等</p> <p>2 各県・各産地の作付動向の把握・公表</p> <p>(1) 各県・各産地の作付動向の把握</p> <p>地方農政局長等（<u>北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。</u>）は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、1月から9月までの各月末時点の各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田フル活用ビジョンの検討状況を把握し、その状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の5日までに、政策統括官に報告するとともに、必要に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。なお、9月末時点については、農林水産統計の9月15日現在の作付面積を反映したものとする。</p> <p>第4 <u>戦略作物</u>として取り扱う米穀等</p> <p>次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、<u>戦略作物</u>として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙1から<u>別紙3</u>までにおいて定める。</p> <p>(1) 加工用米</p> <p>(2) 新規需要米</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第5 <u>備蓄米</u></p> <p>1 <u>定義</u></p> <p><u>備蓄米とは、食糧法第29条に基づき、政府が買い入れた米穀をいう。</u></p>	<p>需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 国が提供するきめ細かい情報等</p> <p>2 各県・各産地の作付動向の把握・公表</p> <p>(1) 各県・各産地の作付動向の把握</p> <p>地方農政局長等は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、1月から9月までの各月末時点の各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田フル活用ビジョンの検討状況を把握し、その状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の5日までに、政策統括官に報告するとともに、必要に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。なお、9月末時点については、農林水産統計の9月15日現在の作付面積を反映したものとする。</p> <p>第4 <u>非主食用</u>として取り扱う米穀等</p> <p>1 次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、<u>非主食用</u>として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙1から<u>別紙4</u>までにおいて定める。</p> <p>(1) 加工用米</p> <p>(2) 新規需要米</p> <p><u>(3) 備蓄米</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

2. 取組主体

取組主体は、政府と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者（以下「売渡人」という。）とする。

3. 備蓄米の対象となる米穀

政策統括官が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。

4. 地域農業再生協議会の生産予定面積等の報告及び変更の報告

(1) 売渡人は、原則として、地域農業再生協議会ごとに、生産地域の合理的な単収を踏まえ、引渡予定数量に見合うほ場面積（以下「生産予定面積」という。）を算定する。

(2) 売渡人は、生産予定面積、引渡予定数量及び単収を別紙様式第5-1号に取りまとめ、生産年の8月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に報告する。

なお、当該様式の地方農政局長等への報告は、地方参事官を経由して行うことができる。

(3) 売渡人は、当該年の自然災害の影響等により備蓄米の生産面積、引渡数量等の変更があった場合には、別紙様式第5-2号に取りまとめ、国に備蓄米を引き渡すまでに、地方農政局長等を経由して政策統括官に報告する。

なお、当該様式の地方農政局長等への報告は、地方参事官を経由して行うことができる。

ただし、政策統括官が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する変更の場合は、当該様式の報告を省略できる。

5. 横流れ防止措置等

政策統括官及び地方農政局長等は、買入契約手続の際、売渡希望人に対し、当該買入契約に基づき集荷した米穀が、遵守事項省令に基づく用途限定米穀であることについて、周知及び指導を行う。

また、当該買入契約に係る米穀について、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、政策統括官及び地方農政局長等は、売渡人から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、売渡人に対して必要な指導を行うことができるものとする。

第6 (略)

第7 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和元年5月15日から施行する。
- 2 この通知の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第5 (略)

第6 (略)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">加工用米について</p> <p>第5 (略)</p> <p>2 取組計画の認定</p> <p>(7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）IVの第2の9に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙3の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">加工用米について</p> <p>第5 (略)</p> <p>2 取組計画の認定</p> <p>(7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）IVの第2の9に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙4の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。</p>
<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">加工用米出荷契約において定める事項について</p> <p>1 出荷契約数量及び生産予定面積に関する事項</p> <p><u>本要領第6の3</u>に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。</p> <p>なお、生産予定面積は、本要領別紙1の第5の2の(3)により算出する。</p>	<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">加工用米出荷契約において定める事項について</p> <p>1 出荷契約数量及び生産予定面積に関する事項</p> <p><u>本要領第5の3</u>に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。</p> <p>なお、生産予定面積は、本要領別紙1の第5の2の(3)により算出する。</p>
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">新規需要米について</p> <p>第2 新規需要米の用途</p> <p>新規需要米とは、次に掲げる米穀又は稲をいい、<u>本要領第4の(1)の加工用米、本要領第5の備蓄米</u>及び醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第1の2に定めるものをいう。以下同じ。）を除くものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について実施要綱IVの第2の9に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙3の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">新規需要米について</p> <p>第2 新規需要米の用途</p> <p>新規需要米とは、次に掲げる米穀又は稲をいい、<u>本要領第4の1の加工用米、本要領第4の3の備蓄米</u>及び醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第1の2に定めるものをいう。以下同じ。）を除くものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について実施要綱IVの第2の9に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙4の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。</p>

別添 1

新規需要米出荷契約において定める事項について

1 荷契約数量及び生産予定面積に関する事項

本要領第6の3に定める水稲生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙1の第5の2の(3)により算出する。

別添 1

新規需要米出荷契約において定める事項について

1 荷契約数量及び生産予定面積に関する事項

本要領第5の3に定める水稲生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙1の第5の2の(3)により算出する。

(削る)

別紙 3

備蓄米について

第1 定義

備蓄米とは、食糧法第29条に基づき、政府が買い入れた米穀をいう。

第2 取組主体

取組主体は、国と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者（以下「売渡人」という。）とする。

第3 取組農業者

1 原則として、取組農業者は、生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反した行為が確認されていない者であること。

2 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について捨て作りが確認された場合、それが別紙4の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。

第4 備蓄米の対象となる米穀

第3の取組農業者が、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「経営安定対策要綱」という。）別紙1の2に定める水田において生産した米穀であって、政策統括官が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。

第5 作付の態様

主食用米と一括して作付けを行うこととし、ほ場1枚を単位として作付けること及びそのほ場を特定することは要しないこととする。

第6 取組農業者の生産予定数量、面積の報告等

1 売渡人は、落札に係る米穀の生産を予定している取組農業者（以下「予定取組農業者」という。）及び生産予定数量について、生産地域の合理的な単収を踏まえ、速やかに、予定取組農業者別の生産予定数量に見合うほ場面積（生産予定面積）を算定する。

2 予定取組農業者は、本要領第5の3に定める水稻生産実施計画書（以下単に「水稻生産実施計画書」という。）の写しを売渡人に提出する。

3 売渡人は、予定取組農業者から提出された水稻生産実施計画書を6月30日までに取りまとめ、当該水稻生産実施計画書を提出した予定取組農業者（以下「備蓄米出荷予定農業者」という。）の氏名、住所、備蓄米出荷予定数量及び生産予定面積を別紙様式第5-1号の農業者別引渡予定数量報告書に取りまとめ、生産年の7月10日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

4 地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等は、2及び3で報告を行った取組農業者について、第3に規定する取組農業者の要件及び第4に規定する備蓄米の対象要件を充たしていることを確認する。

第7 引渡数量

1 引渡数量及び予定取組農業者の変更、報告

売渡人は、第6の3により報告を行った予定取組農業者に変更があった場合及び当年産の作柄等の影響により備蓄米生産量が変動した場合には、当該生産量の変動に応じて生産予定数量を変更し、別紙様式第5-2号の農業者別引渡数量報告書に取りまとめ、国に備蓄米を引き渡すまでに地方農政局長等を経由して、政策統括官に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

作柄の変動による引渡数量の変更は、別紙1の別添3に準じて行うものとする。

2 取組農業者は、1で確定した農業者別引渡数量の米穀を売渡人に引き渡すものとし、売渡人は当該米穀を備蓄米の買入契約書（売渡人が国と締結する備蓄米に係る契約書をいう。以下同じ。）に規定する引渡期限内に国に引き渡すものとする。

第8 横流れ防止措置等

政策統括官及び地方農政局長等は、買入契約手続の際、売渡希望人に対し、当該買入契約に基づき集荷した米穀が、遵守事項省令に基づく用途限定米穀であることについて、周知及び指導を行う。

また、当該買入契約に係る米穀について、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、政策統括官及び地方農政局長等は、売渡人から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、売渡人に対して必要な指導を行うことができるものとする。

別紙3 (略)

加工用米等の不適正な流通に対する措置等について

第1 不適正な流通等の判断等

政策統括官又は地方農政局長等は、本要領第5の2の売渡人、別紙1の第9の2の加工用米関係者及び別紙2の第5の2の新規需要米関係者（以下「加工用米等関係者」という。）が、本要領第4に定める加工用米、新規需要米及び第5に定める備蓄米（以下「加工用米等」という。）について、本要領第5、別紙1及び別紙2に掲げるそれぞれの加工用米等の出荷・販売・買入に係る規定に従った流通若しくは引渡しを行っていなかった場合、又は米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、第2による措置を講ずる。なお、当該措置の対象となった加工用米等関係者に加工用米等の出荷・販売・買入に関する手続の委任を行った加工用米等関係者が存する場合は、当該委任を行った加工用米等関係者に第2による措置を講ずることができる。

第2 (略)

4 当該事案に係る1、2又は3の措置が講じられた最初の日から、当該日から1年を超えない範囲で定める日までの間、当該措置対象者について、加工用米及び新規需要米の契約当事者となること又は使用等を行うこととなる取組計画を認めないこととする。

別紙4

加工用米等の不適正な流通に対する措置等について

第1 不適正な流通等の判断等

政策統括官又は地方農政局長等は、別紙1の第9の2の加工用米関係者、別紙2の第5の2の新規需要米関係者並びに別紙3の第2の売渡人（以下「加工用米等関係者」という。）が、本要領第4に定める加工用米、新規需要米及び備蓄米（以下「加工用米等」という。）について、別紙1から別紙3までに掲げるそれぞれの加工用米等の出荷・販売・買入に係る規定に従った流通若しくは引渡しを行っていなかった場合、又は米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、第2による措置を講ずる。なお、当該措置の対象となった加工用米等関係者に加工用米等の出荷・販売・買入に関する手続の委任を行った加工用米等関係者が存する場合は、当該委任を行った加工用米等関係者に第2による措置を講ずることができる。

第2 (略)

4 当該事案に係る1、2又は3の措置が講じられた最初の日から、当該日から1年を超えない範囲で定める日までの間、当該措置対象者について、(1) 加工用米及び新規需要米の契約当事者となっている、又は使用等を行うこととなっている取組計画を認めない
(2) 売渡人との間で備蓄米に係る出荷契約の締結を行っている新たな取組を認めないこととする。

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省政策統括官 都道府県農業再生協議会の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長</p> <p><u>令和</u> 年産米等の作付計画等の報告（<u>令和</u> 年 月末時点） （略）</p>	<p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省政策統括官 都道府県農業再生協議会の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長</p> <p><u>平成</u> 年産米等の作付計画等の報告（<u>平成</u> 年 月末時点） （略）</p>
<p>別紙様式第2号（様式第2号）</p> <p style="text-align: right;">申請年月日 <u>令和</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水稻生産実施計画書 兼 営農計画書</p> <p><u>令和</u> 年産における農地の利用計画を申請します。 （<u>令和</u> 年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。） （略）</p>	<p>別紙様式第2号（様式第2号）</p> <p style="text-align: right;">申請年月日 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水稻生産実施計画書 兼 営農計画書</p> <p><u>平成</u> 年産における農地の利用計画を申請します。 （<u>平成</u> 年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。） （略）</p>
<p>別紙様式第3-2号の1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u>〇年産加工用米の取組計画認定申請書</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式第3-2号の1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u>〇年産加工用米の取組計画認定申請書</p> <p>（略）</p>
<p>別紙様式第3-2号の2</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">加工用米認定結果通知書</p>	<p>別紙様式第3-2号の2</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">加工用米認定結果通知書</p>

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和〇年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の2の規定に基づき、下記のとおり認定することとしたので、加工用米適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分・管理の上、出荷するよう適切な取組をお願いします。

記

1 令和〇年産加工用米認定数量： 玄米kg

2 令和〇年産加工用米認定面積： m²

(略)

別紙様式第3-3号

(略)

令和〇年産加工用米購入計画書

(略)

別紙様式第3-4号

年 月 日

令和〇年産加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書

(略)

別紙様式第3-6号

年 月 日

令和〇年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

(略)

別紙様式第3-8号の1

(略)

令和〇年産加工用米取組計画認定結果通知書

(略)

別紙様式第3-8号の2

(略)

令和〇年産加工用米取組計画認定結果報告書

平成 年 月 日付けで申請のあった、平成〇年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の2の規定に基づき、下記のとおり認定することとしたので、加工用米適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分・管理の上、出荷するよう適切な取組をお願いします。

記

1 平成〇年産加工用米認定数量： 玄米kg

2 平成〇年産加工用米認定面積： m²

(略)

別紙様式第3-3号

(略)

平成〇年産加工用米購入計画書

(略)

別紙様式第3-4号

年 月 日

平成〇年産加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書

(略)

別紙様式第3-6号

年 月 日

平成〇年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

(略)

別紙様式第3-8号の1

(略)

平成〇年産加工用米取組計画認定結果通知書

(略)

別紙様式第3-8号の2

(略)

平成〇年産加工用米取組計画認定結果報告書

<p>(略)</p> <p>別紙様式第3-9号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u>〇年産加工用米の取組計画変更承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。</p> <p>承認年月日 <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>別紙様式第3-9号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u>〇年産加工用米の取組計画変更承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。</p> <p>承認年月日 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式第3-10号 (略)</p> <p style="text-align: center;">加工用米の販売先変更承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。</p> <p>承認年月日 <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第3-10号 (略)</p> <p style="text-align: center;">加工用米の販売先変更承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。</p> <p>承認年月日 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式第3-11号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u>〇年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第3-11号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u>〇年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式第3-12号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u>〇年産加工用米団体間出荷計画数量報告書</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第3-12号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u>〇年産加工用米団体間出荷計画数量報告書</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式第3-13号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u>〇年産加工用米販売契約締結結果報告書</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第3-13号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u>〇年産加工用米販売契約締結結果報告書</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式第3-14号 (略)</p>	<p>別紙様式第3-14号 (略)</p>

令和〇年産加工用米生産集出荷数量一覧表

(略)

別紙様式第3-15号

(略)

令和〇年産加工用米生産集出荷数量一覧表

(略)

別紙様式第3-18号

(略)

加工用米の適正流通に関する誓約書（兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書）

(略)

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(略)

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第3-19号

(略)

加工用米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

(略)

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(略)

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第4-1号

(略)

令和〇年産新規需要米取組計画書

(略)

平成〇年産加工用米生産集出荷数量一覧表

(略)

別紙様式第3-15号

(略)

平成〇年産加工用米生産集出荷数量一覧表

(略)

別紙様式第3-18号

(略)

加工用米の適正流通に関する誓約書（兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書）

(略)

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(略)

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙4を保管すること。

別紙様式第3-19号

(略)

加工用米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

(略)

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(略)

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙4を保管すること。

別紙様式第4-1号

(略)

平成〇年産新規需要米取組計画書

(略)

<p>別紙様式第4-2号 (略) 令和〇年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表 (略)</p>	<p>別紙様式第4-2号 (略) 平成〇年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表 (略)</p>
<p>別紙様式第4-3号 (略) 令和〇年産新規需要米団体間出荷計画数量報告書 (略)</p>	<p>別紙様式第4-3号 (略) 平成〇年産新規需要米団体間出荷計画数量報告書 (略)</p>
<p>別紙様式第4-4号 新規需要米の販売等に関する契約書 (農業者)〇〇(以下「甲」という。)と(需要者等)〇〇(以下「乙」という。)は、甲が生産する令和〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。 1 甲は、令和〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。 (略) 令和〇年〇月〇日 (略)</p>	<p>別紙様式第4-4号 新規需要米の販売等に関する契約書 (農業者)〇〇(以下「甲」という。)と(需要者等)〇〇(以下「乙」という。)は、甲が生産する平成〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。 1 甲は、平成〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。 (略) 平成〇年〇月〇日 (略)</p>
<p>様式参考例(要領別紙2の第4の1の販売計画書関連) 年 月 日 令和〇年産新規需要米販売計画書 (略)</p>	<p>様式参考例(要領別紙2の第4の1の販売計画書関連) 年 月 日 平成〇年産新規需要米販売計画書 (略)</p>
<p>別紙様式第4-5号の1 (略) 令和 年 月 日 新規需要米の適正出荷に関する誓約書 私は、新規需要米の出荷に当たり、下記のとおり取組計画に基づいた適正な出荷を行うことを誓約します。 また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局・地域農業再生協議会等の職員が行う調査に協力します。</p>	<p>別紙様式第4-5号の1 (略) 平成 年 月 日 新規需要米の適正出荷に関する誓約書 私は、新規需要米の出荷に当たり、下記のとおり取組計画に基づいた適正な出荷を行うことを誓約します。 また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局・地域農業再生協議会等の職員が行う調査に協力します。</p>

万一、この誓約書に違反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（略）

（注1）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

（略）

別紙様式第4-5号の2

令和 年 月 日

（略）

新規需要米の適正流通に関する誓約書
（兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書）

（略）

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（略）

（注1）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

（略）

別紙様式第4-6号

令和 年 月 日

（略）

新規需要米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

（略）

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（略）

（注）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第4-9号

万一、この誓約書に違反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（略）

（注1）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙4を保管すること。

（略）

別紙様式第4-5号の2

平成 年 月 日

（略）

新規需要米の適正流通に関する誓約書
（兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書）

（略）

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（略）

（注1）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙4を保管すること。

（略）

別紙様式第4-6号

平成 年 月 日

（略）

新規需要米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

（略）

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（略）

（注）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙4を保管すること。

別紙様式第4-9号

(略)

新規需要米認定結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、**令和**〇年産新規需要米取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の2の規定に基づき、下記のとおり認定することとしたので、新規需要米の適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分し、管理の上出荷するとともに、ふるい下等の低品位の米穀を寄せ集めて出荷しないよう適切な取組をお願いします。

記

- 1 **令和**〇年産新規需要米認定数量： 玄米kg
- 2 **令和**〇年産新規需要米認定面積： m²

(略)

別紙様式第4-10号

(略)

新規需要米認定結果通知書

令和〇年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定をしたので、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の3の規定に基づき通知します。

(略)

別紙様式第4-12号

(略)

令和〇年産新規需要米変更後販売契約数量報告書

(略)

別紙様式第4-13号

(略)

令和〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

(略)

別紙様式第4-14号

(略)

令和〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

(略)

新規需要米認定結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、**平成**〇年産新規需要米取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の2の規定に基づき、下記のとおり認定することとしたので、新規需要米の適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分し、管理の上出荷するとともに、ふるい下等の低品位の米穀を寄せ集めて出荷しないよう適切な取組をお願いします。

記

- 1 **平成**〇年産新規需要米認定数量： 玄米kg
- 2 **平成**〇年産新規需要米認定面積： m²

(略)

別紙様式第4-10号

(略)

新規需要米認定結果通知書

平成〇年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定をしたので、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の3の規定に基づき通知します。

(略)

別紙様式第4-12号

(略)

平成〇年産新規需要米変更後販売契約数量報告書

(略)

別紙様式第4-13号

(略)

平成〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

(略)

別紙様式第4-14号

(略)

平成〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

年 月 日

農林水産省政策統括官
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

売渡人
 住 所
 氏 名
 電 話

印

地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書(令和〇年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：〇内米買契第 . 号

地域農業再生協議会	種類 ※1	当初引渡 予定数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ※1	生産 面積 (㎡) ② ※1	出荷 契約 数量 (玄米kg) ③	引渡数量の変更 ※2			変更後引渡 数量 (玄米kg) ⑦ ※3	⑦を30kg換算 個単位に調整す る場合の変更後 引渡数量 (玄米kg) ⑧ ※4	引渡数量 (玄米kg) ⑨
						A: 県別地帯別作 柄概況により数 量変更を行った 場合 補正率 ④	B: 自然災害等により減収 全ての水稻 作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥			
計	—		—			—	—	—			

- (※1) 別紙様式第5-1号の地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(令和〇年産)と整合すること。
- (※2) 出荷契約数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあつては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
- (※3) 変更を行わない場合は③を、Aを選択した場合は③×④と③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は③-②/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
- (※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。
- (注1) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省政策統括官
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

売渡人
 住 所
 氏 名
 電 話

印

農業者別引渡数量報告書(平成〇年産備蓄米)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3の第7の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：〇内米買契第 号

取組 番号	農業者名等		種類	当初引渡 予定数量	単収	生産 面積	引渡数量の変更 ※2			変更後引渡 数量	⑦を30kg換算 個単位に調整す る場合の変更後 引渡数量	出荷(引渡) 数量
	氏名又 は名称	農業者 コード					A:作柄変動が生 じた場合	B:自然災害等により減収				
				(玄米kg) ①	(kg/10a) ②	(㎡) ③	補正率 ④	全ての水稻 作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥	(玄米kg) ⑦ ※3	(玄米kg) ⑧ ※4	(玄米kg) ⑨
		※1	※1	※1	※1	※1						
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

(※1)別紙様式第5-1号の農業者別引渡予定数量報告書(平成〇年産備蓄米)と整合すること。

(※2)引渡数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

(※3)変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①-③/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

(※4)30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

(注1)報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)

(注2)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注3)別紙様式第5-1号により報告した農業者に変更があり、新たな農業者が加わった場合は当該農業者の水稻生産実施計画書の写しを添付すること。

ただし、経営所得安定対策実施要綱に基づき、経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書の写しを地方農政局等に提出する場合は省略することができる。